



介護 みんなで支える介護保険 No134

問 保健福祉課 介護保険係
☎476-1111(136)

◆確定申告をされる方へ（障害者控除のお知らせ）

確定申告をされる方で、介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている方、または扶養家族で介護保険の要介護認定（要介護1以上の認定）を受けている家族のいる方については、障害者控除の対象になりますので、保健福祉課介護保険係の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。なお、申請書類をもとに調査を行いますので、認定書については後日郵送で交付いたします。（窓口では申請書の提出のみとなります）

★認定されると・・・所得税や住民税の控除が受けられます！（要支援1～2の方は対象外です）

《障害者控除の判断基準》

要介護状態区分	認定区分	控除額	
		所得税	住民税
要介護1～要介護2	障害者に準ずる	27万円	26万円
要介護3～要介護5	特別障害者に準ずる	40万円	30万円

要介護認定を受けている方は申請しましょう！



◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4,832人	平成25年11月末日現在	
要介護（支援）認定者	954人		
給付実績	在宅介護サービス費	40,648,208円	平成25年10月の給付実績
	施設介護サービス費	59,649,624円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	31,164,551円	
	介護サービス費 合計	131,462,383円	

◆老人クラブ活動についてのご案内【社会福祉係】

老人クラブは戦後間もないころ、社会と経済の混乱の状況の中で、高齢者が自ら相集い新たな役割を求めて誕生した自主組織です。『健康』・『友愛』・『奉仕』を3本柱とし活動しています。

町には13の老人クラブがあり、さまざまな活動を実施しております。

老人クラブへの加入をお待ちしております。

《活動の紹介》

健康 （生きがいと健康づくり）	グラウンドゴルフ・ゲートボール シルバースポーツ大会 等
友愛 （相互に支え合い）	施設訪問・独居老人宅訪問 交通安全立哨・世代間交流 等
奉仕 （社会貢献）	公園清掃・花壇の花植え・雑巾配布 芝刈り・空き缶拾い 等
その他	花見・忘年会・親睦旅行・琴 等



【お問い合わせ先】 保健福祉課 社会福祉係 TEL：476-1111（内線143）